



令和2年5月 相談件数

739件



(前月比: +7件)
(前年同月比: +22件)

掲載内容

- 小中高生の相談はインターネット関係が上位
- インターネットトラブルの事例
- ちばし消費者応援団の紹介
- 消費者被害注意報

小中高生の相談はインターネット関係が上位

千葉市消費生活センターに寄せられた小学生、中学生、高校生の相談(平成30年度)では、インターネットに関する保護者からの相談が上位を占めています。

「保護者に内緒でオンラインゲームでの高額な課金をしていた」「アダルトサイトで突然「登録完了」の画面が表示され支払ってしまった」「インターネット通販やフリマサイトで商品を購入したが商品が届かない・偽物が届いた」などのトラブルの相談です。
インターネットトラブルの具体例等は次ページをご覧ください。

(主な内訳)

平成30年度



相談に占める小中高生の件数	
全体	8,181件
7~18歳	106(1.3%)
7~12歳	16件
13~15歳	36件
16~18歳	54件



7歳~12歳		13歳~15歳		16歳~18歳	
オンラインゲーム	6	アダルト情報サイト	7	デジタルコンテンツ	各
		デジタルコンテンツ	5	商品一般	4
アダルト情報サイト	2	オンラインゲーム	4	携帯電話サービス	各
		コンサート	3	紳士・婦人洋服	3
		他の健康食品	2	オンラインゲーム、健康食品	各
				食品	2

消費者教育ポスターを募集



R元年度優秀作品

市内の小・中学生を対象として、「消費者教育ポスター」を学校を通して募集します。小・中学校共通テーマ「スマートフォンの使い方」、小学校テーマ「お金を大切にすること」、中学校テーマ「消費者トラブルにあわないために」の3つのテーマから選んで、夏休み中に制作して学校へ提出してください。ご応募お待ちしております。



夏休み

小学生夏休み講座

※毎年ご好評いただいている、小学生夏休み講座ですが、新型コロナウイルスの影響で、今年は中止します。



楽しみにして下さっていただきありがとうございます!!



あなたのお子さん、お孫さんは大丈夫？

インターネットトラブルの事例

事例 1

テレビ CM で無料と宣伝しているゲームサイトに、無料ならと思い、子供のために自分のスマホで登録をした。子供は、普通に遊んでいてはなかなか次のステージに進めないため、本当のお金が必要だと思わず、アイテムを多数購入して遊んだようだ。後日カード会社から10万円もの請求書が私宛に届いた。



オンラインゲームの遊び方やアイテムの購入ルール等を、保護者と子供で話し合ってから、楽しみましょう！

事例 2

子供がスマートフォンで芸能情報を閲覧中に「もっと見る」というボタンをタップしたところ、アダルトサイトにつながった。子供は驚いてサイトを閉じようとしたところ登録完了になってしまった。誤操作の場合の連絡先へ、子供があわてて連絡したところ、氏名や住所を聞かれたうえ、4万円のプリペイド型電子マネーをコンビニで購入してその番号を伝えるよう指示され、支払ってしまった。



不安に思った場合やトラブルになった場合は、一人で解決しようとせず家族に相談するように、事前に子供につたえておきましょう！

事例 3



インターネットのサイトで、ブランド物のジャケットが安く売られていたので、子供が注文し、代金は個人名義の口座に事前振り込みをした。数日後、届いた商品は、粗悪な偽物だった。すぐに、子供が事業者に電話したが、連絡が取れなくなっていた。子供に確認すると、表示の日本語におかしなところがあったようだ。



商品を注文する前に、サービスやサイトに不審点がないか、料金や契約内容、解約条件等を、保護者も子供と一緒に確認しましょう！

あらためまして

を紹介します

ちばし消費者応援団



ちばし消費者応援団
シンボルマーク

「ちばし消費者応援団」は、千葉市において、自ら進んで消費者教育に親しみ実践する個人や消費者教育に関する活動を行っている団体・事業者を対象とし、その活動を支援する制度です。



ご登録いただくと、「暮らしの情報いずみ（本紙）」などの消費者教育に関する情報提供のほか、講義や料理実習などに消費生活センター内の施設を無料で使用することができます。

また、ちばシティポイント（下の記事を参照）を、活動に応じて、獲得することができます（個人の新規・更新手続き時に300ポイント、施設利用時に50ポイント）。本紙の定期購読がまだの方、ぜひ「ちばし消費者応援団」にご登録ください。（お問い合わせ 電話番号043-207-3602 消費者教育班）

HP <https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/shohi/shouhishaouennndanntop.html>



ちばシティポイントとは

ボランティア関連活動や健康維持・増進活動などを通じて、ちば風太WAONカードにちばシティポイントが貯まり、貯まったポイントは、様々な特典にご利用できるほか、WAONポイントに交換できます。ご利用には登録等が必要です。詳しくは、ちばシティポイント <https://chibapo.pointpack.jp/>をご覧ください。

消費者教育に関する寸劇の様子



「ちばし消費者応援団」団体会員の活動を紹介します！

淑徳大学コミュニティ政策学部 消費者法研究室



「大学生らしく、消費者らしく、楽しく学ぼう」をモットーに、消費者・労働者をめぐる法的紛争に関する研究を行いつつ、若者の消費者被害の撲滅を目指して実践的な活動をして

います。消費生活センターと連携して、市内の大学生・短大生向けの消費者教育を展開したり、「食」を通して消費者市民社会を目指すコミュニティづくりに注力しています。

これからも研究室を飛び出して、多様な団体と連携しながら多様化する消費者被害の未然防止に向けて、大学生目線の活動を進めていきます。

〒260-8701 千葉市中央区大巖寺町 200(お問い合わせ 043-265-7331)

公式ホームページ <https://hinoseminar3.jimdofree.com/>

消費者被害注意報 No. 89

新型コロナウイルスを口実にした消費者トラブルにご注意！

新型コロナウイルスの感染拡大に関連した相談が多く寄せられています。また、新型コロナウイルスの感染拡大によりマスクの品薄が続いている状況に便乗し、送り主が不明のマスクを送りつけるなどの事例も増えています。

事例1 封筒に入った使い捨てマスク30枚が宅配便で突然自宅に届いた。注文した覚えはなく、家族も全く心当たりがない。請求書は入っていなかったが、今後どうすればいいか。



事例2 市の水道局の職員を名乗る男性から、水道管や下水管にコロナウイルスが付いているので、除去する必要があるとの不審な電話があった。

事例3 自宅の電話に「特別定額給付金を受けるため、家族構成とマイナンバーを教えてください。」という電話があった。違和感を覚えたので「市役所に確認する」と言うと、一方的に電話を切られてしまった。



消費者トラブル防止のために

●マスクを万が一受け取ってしまったら、発送元（業者）には連絡せず、使用しないまま保管しましょう。※14日間経ったら自由に処分が出来ます。

●政府が1住所当たり2枚配布するマスクは布製で、お知らせ文と一緒に透明の袋に包んで配布されます。

●新型コロナウイルスが水道水に混ざっている等の根拠のない電話があった場合は、詐欺の可能性があるので、絶対に耳を貸さず、市役所などの行政機関へ必ず確認をしましょう。

※新型コロナウイルスなどのウイルスに対しては、塩素による消毒の効果が高いとされており、各浄水場では適正な浄水処理及び塩素消毒を徹底しているため、水道水の安全に影響はありません。

●新型コロナウイルス対策に便乗し、市役所等の公的機関になりすまして、個人情報や口座情報を詐取しようとする相談も寄せられています。電話やメール等で「個人情報を教えてください」と言われたら、詐欺の疑いがあります。こうした電話はすぐに切り、メールは無視をしてください。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

